

## ■スウィングサービス規定(定期預金)■

1. 本サービスによる定期預金の自動作成は、振替指定日に普通預金口座から預金口座振替により取扱います。ただし、振替指定日が銀行の休日に当たる場合は、翌営業日に取扱います。
2. 定期預金の作成は、振替指定日の普通預金残高が振替ラインを超えた場合に取扱います。ただし、振替ラインを超えた金額が振替単位に満たないときは定期預金の自動作成をいたしません。
3. 振替金額は振替指定日の普通預金残高が振替ラインを超えた金額で振替単位の整数倍とし、振替限度額の範囲内で振替単位ごとに定期預金を作成します。ただし、定期預金口座が少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、本サービスによる定期預金の自動作成により定期預金口座の非課税貯蓄限度額を超えるときは、定期預金を作成いたしません。
4. スウィングサービス口座の定期預金の満期日が到来した場合は、総合口座取引規定に関わらず、次のとおり取扱います。
  - (1) 満期日に当座貸越残高がある場合には、定期預金を解約のうえ元利金を普通預金へ振替入金いたします。同一日に複数の定期預金の満期日が到来する場合は、当座貸越残高がなくなるまで、1口ごとに当行所定の方法で解約します。
  - (2) 満期日に当座貸越残高がない場合には、予め指定された方法により定期預金の自動継続をいたします。
5. 預金口座振替による普通預金の引落しならびに定期預金の解約は、総合口座取引規定に関わらず預金通帳および所定の払戻請求書の提出は不要とします。
6. この取扱いの有効期限は、依頼の日から1年間とします。なお、取扱期限の1ヶ月前までにお客さままたは当行から解約の意思表示がないときは、さらに1年間延長することとし、以後も同様とします。
7. 規定の変更等
  - (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
  - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2022年1月4日現在

|  |
|--|
| 当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会<br>連絡先：全国銀行協会相談室<br>電話番号：0570-017109または03-5252-3772 |
|--|

1-02-18